

「日韓法律家共同宣言」の呼びかけ

現在、韓国と日本は、1965 年以来「最悪」の状態にあるといわれており、その根底には元徴用工や勤労女子挺身隊などの強制連行・強制労働の問題があります。今日、この問題が解決の方向に向かうのではなく、逆に両国間に対立を生む原因となっていることは、憂うべき深刻な状況です。私たちは互いの国の市民が問題を冷静に正しく理解し問題の真の解決を目指すべく、両国市民の友好関係が実現することを心から願うものです。

昨今の事態を放置すれば、状況は悪化の一途をたどることが危惧されます。ひとりでも多くの人たちが、緊急に行動を起こすことが求められています。特に私たちは、法律家として、請求権協定の解釈等の法的問題への理解と、強制動員・強制労働被害者の人権回復のための解決方向を共有できるはずだと考えます。

そこで、両国の法律家が共同で、別紙の内容の意見を表明し、市民にこの問題の本質と解決方向についての理解を広めることが現在の事態を解決するために有効であると考えます。

以上の趣旨に基づき、別紙の意見を日韓の法律家が共同して表明することにご賛同いただくことを切にお願いする次第です。

【韓国】民主社会のための弁護士会（略称「韓国民弁」）

【日本】日本民主法律家協会

自由法曹団

青年法律家協会

大阪労働者弁護団

民主法律協会

徴用工問題の解決をめざす日本法律家有志の会

（略称「日本有志の会」）

〈青木有加・足立修一・岩月浩二・殷勇基・内田雅敏・大森典子・川上詩朗・金昌浩・在間秀和・張界満・山本晴太〉

なお、ご賛同のご連絡は以下のアドレスに送信頂ければ幸甚です。

nk1030.law@gmail.com

※ご賛同は、団体でも、個人名でも結構です（団体に所属しておられる個人として重複していただいても結構です）。

《連絡先：川上詩朗弁護士・080-5506-7825》

(別紙)

強制動員問題に関する日韓法律家による共同宣言 (案)

2018年10月30日の元徴用工被害者に対する韓国大法院判決以降、日韓両国の政府間での激しい対立が続き、両国関係は「最悪の事態」と言われています。

元徴用工問題をめぐっては、専ら政治的・外交的問題として取り上げられています。しかし、本質的には、徴用工や勤労女子挺身隊として意に反して動員され、給料もともに支払われずに過酷な労働を強いられるという重大な人権侵害を受けた被害者（強制動員被害者）の人権回復の問題です。

この問題の解決は、悪化している日韓関係を改善し、日韓両国の市民の相互理解・相互信頼を築き、真に人権が保障される社会を作るために避けてとおることのできない課題といえます。

このような立場から、私たちは法律専門家として、強制動員問題の解決のために、下記のとおり、個人賠償請求権等の法的問題に関する見解を表明するとともに、日韓両国政府及び日本企業に対し、解決に向けてとり組むよう要求します。

記

- 1 日韓請求権協定第2条1項は、請求権の問題は「完全かつ最終的に解決された」と定めています。しかし、この協定によっても、強制動員被害者の個人賠償請求権は消滅しておらず、未だに解決されていません。

これは2012年及び2018年に出された韓国大法院の判決で確認されただけでなく、2007年に出された日本の最高裁判所判決、そして日本政府が表明した立場を通じても確認することができます。

- 2 韓国大法院の判決は、被害者の権利を確認し被害を回復するため適正な訴訟手続きを経て出された結論であり、尊重されなければなりません。

法治主義（法の支配）の下、確定判決を受けた日本企業（日本製鉄及び三菱重工業）は、被害者原告の権利回復のために、確定判決を受け入れなければならない。日本政府は日本企業による判決の受け入れを妨害してはなりません。

- 3 日韓両国政府及び被告とされている日本企業は、強制動員被害者の名誉と権利を回復するために、ドイツにおける「記憶・責任・未来」基金や、中国人強制連行・強制労働事件における日本企業（鹿島建設、西松建設及び三菱

マテリアルなど) と被害者との和解に基づく基金による解決なども参考にしながら、必要かつ可能な措置を迅速に図るよう求めます。